

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令  
 ○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
<p>(特例対象会社)            第五十条の二 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつてゐるもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該金庫又はその子会社が出資しているもの</p> <p>2            4 (略)</p>	<p>(特例対象会社)            第五十条の二 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつてゐるもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該金庫又はその子会社が出資しているもの</p> <p>2            4 (略)</p>